

金融庁：金融行政方針・金融レポート

「利用者を中心とした新時代の金融サービス ～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (令和元事務年度)」概要

はじめに

「金融行政方針」は金融庁の各事務年度における行政方針を示したものです。金融機関が取り組むべき課題、今後の金融機関のあるべき姿など、示唆に富んだ情報が含まれています。

今回、全国の金融機関の皆様より寄せられる質問・相談を踏まえ、有限責任監査法人トーマツのディレクター三原治およびマネジャー熊谷敏一が、Q&Aの形式で「金融行政方針・金融レポート(令和元事務年度)」について解説いたします。

【解説項目】

■ 金融行政方針の概要

- Q1: 今回の金融行政方針の特徴はどのようなものですか。
- Q2: 金融デジタルイノベーション戦略はどのような点がポイントですか。
- Q3: 早期警戒制度の見直しとは何ですか。

■ 地域金融機関の現状と課題

- Q4: 地域金融機関を取り巻く経営環境と現状について、金融庁はどのように考えているのでしょうか。
- Q5: 地域金融機関に求められる重点的な取組み事項は何ですか。
- Q6: 地域金融機関の課題への取組みに対する金融庁の支援策はどのようなものですか。

■ その他の金融機関の現状と課題

- Q7: 地域金融機関以外の大手銀行グループや保険会社、証券会社などでは、どのような対応が求められますか。

■ 検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の進め方

- Q8: 金融庁は、2019年12月18日にディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を最終化し、検査マニュアルが廃止されました。今後はどのような点に留意すべきですか。

■ おわりに

- Q9: 令和元事務年度の「金融行政方針・金融レポート」を踏まえ、金融機関の経営に対するメッセージやアドバイスはありますか。

■ 金融行政方針の概要

Q1: 今回の金融行政方針の特徴はどのようなものですか。

今回の特徴を一言でいうと、「利用者を中心とした新時代の金融サービス」というタイトルに端的に表れています。つまり、金融庁は、「金融育成庁」として、金融サービスの利用者の視点に立った施策を推進するとしています。

具体的には、平成30事務年度「変革期における金融サービスの向上に向けて」で掲げた「7つの取組み」を、令和元事務年度では次の「3+2の取組み」に整理しました。

1. 金融デジタルイノベーション戦略の推進
 2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上
 3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- +1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
+2. 金融当局・金融行政運営の改革

Q2: 金融デジタルイノベーション戦略はどのような点がポイントですか。

金融デジタルイノベーション戦略を推進するため、利用者利便などにつながる金融サービスを創出するとの視点から、次の5つの分野の取組みを加速しています。

(1) データ戦略の推進

銀行の付随業務として顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等が追加されました(2019年5月成立、施行は1年以内)。これは、情報銀行の活用を含めた金融機関の戦略的取組みを促進する狙いがあります。一方、金融機関は、法改正を踏まえた情報の利活用と新たなリスクの検討が必要となります。

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

「FinTech Innovation Hub」が実施したフィンテック企業、金融機関、ITベンダー向け100社ヒアリングの結果を公表しました。これらにより、非金融事業者による金融事業への参入の動きを把握し、非金融事業者と伝統的金融機関との連携・協働の可能性等について検討することが可能となりました。

(3) 機能別・横断的法制の整備

「決済」法制については、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段の実現に向け、資金移動業に係る送金上限額の緩和・撤廃等が検討されています。今後導入される新規制により、送金サービス等に伝統的金融機関以外の事業者の参入が加速し、シェアが拡大していくことも見込まれます。

(4) 金融行政・金融インフラの整備

効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤整備を行い、金融機関と金融庁双方にメリットを得られる仕組み(RegTech/SupTechエコシステム)を構築する必要があります。

(5) グローバルな課題への対応

金融技術革新が進む中で、各国で、暗号資産に関連した新たな構想も出現しています。新たな構想に対しては、国家を横断した規制の枠組みが構築されるかといった各論的論点のほか、金融機関の業務や金融秩序全体への影響等についても注視する必要があります。

Q3: 早期警戒制度の見直しとは何ですか。

平成30事務年度の実践と方針に掲げた内容に沿って、将来的な健全性維持が困難となる可能性がある金融機関に対し、早期にアプローチすべく制度の改定が行われました。

足下の傾向が継続すると仮定した場合のコア業務純益の推移を想定し、将来のストレス事象への耐性を確認する作業が当局で行われます。この仮定で抽出された金融機関に対し、より詳細な将来収益の見通しについて、当該金融機関の考えを踏まえて議論が行われることとなっています。その後の検査の結果次第では業務改善命令を発出する可能性もあるとされています。

経営計画の策定の際には、外部環境や戦略による効果を念頭に議論がなされていると思いますが、こうした内容が整理されて、コミュニケーションにも使える状態としておく必要があります。

■ 地域金融機関の現状と課題

Q4: 地域金融機関を取り巻く経営環境と現状について、金融庁はどのように考えているのでしょうか。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等によって厳しさを増しています。具体的には、事業性資金の需要者である企業数は、全国的に減少傾向にあり、貸出残高と強い相関関係のある生産年齢人口は、多くの地域で急速に減少する見通しで、将来の貸出残高は大幅に減少することが予想されます。他方、地域企業には経営改善や事業再生、事業承継等が必要な企業が多数存在しており、その中には自身の生産性向上に課題を抱える企業もあります。

地域金融機関の現状は、顧客向けサービス業務が5期以上連続赤字となっている銀行が増加しており、本業で黒字転換が進まない状況にあります。また、地域銀行が運用する国債等の4割が今後3年以内に償還されるため、自行の経営体力に見合ったリスクテイク領域や投資スタンスの明確化が必要です。このほか、信用コスト率は2017年度以降上昇傾向にあり、今後の動向に注視する必要があります。

Q5: 地域金融機関に求められる重点的な取組み事項は何ですか。

当局が地域金融機関に求めているのは、安定した収益と将来にわたる健全性を確保して、金融仲介機能を十分に発揮することです。そのために、経営者は、自らの地域における存在意義を考え、その役割を踏まえた「確固たる経営理念」を確立し、これを実現するための経営戦略・計画を策定し、金融機関内の隅々にまで浸透させなければなりません。経営戦略の実行に当たっては、業務プロセス・体制の最適化が必要で、その際、RAFやビジネスラインごとの経営分析等を活用し、時間軸を意識したPDCAを各階層で実践し、経営理念が組織の隅々にまで浸透した企業文化を構築する必要があります。

また、顧客である地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する様々な方策を組織的・継続的に実践するなど、地域企業の生産性向上を図ることで、自身にとっても継続的な経営基盤を確保(共通価値の創造)することができます。

Q6: 地域金融機関の課題への取組みに対する金融庁の支援策はどのようなものですか。

金融庁は、将来にわたる収益性・健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度を見直しています。合わせて、地域金融機関が持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取組みを進めるためのルール整備を急いでいます。具体的には、以下の通りです。

①地域銀行における競争政策のあり方

金融庁は、地域銀行によるインフラサービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づき、独占禁止法の適用除外に係る特例法の制定に向け関係省庁として協力しています。

②地域金融機関の業務範囲に係る規制緩和等

金融庁は、地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組みをサポートするため、地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限(5%ルール)の緩和や、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの、業務範囲に関する規制緩和等を実施しています。

金融機関が、コンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材配置を行うことで、人材(ヒューマンアセット)の育成とこれを通じた良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、人事ローテーション等に関する監督指針の規定を見直しています。

他の金融機関向け出資に係る制限(ダブルギアリング規制)の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、告示等を見直しています。

③経営者保証に関するガイドライン

金融庁は、円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定に取り組むとともに、金融仲介の取組状況を客観的に評価できるKPI(「事業承継時の保証徴求割合」、「新規融資のうち経営者保証に依存しない融資割合」)を設定しました。

④将来にわたる規律付け・インセンティブ付与

金融庁は、地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、関係者による検討を行うとしています。

⑤地域金融機関のガバナンス機能の向上

金融機関と当局の双方がより具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点(コア・イシュー)を策定するとともに、社外取締役への情報発信(対話を含む)を充実しています。

⑥持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話の実践

確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役との探究型対話を実施。対話に当たっては、心理的安全性を確保するように努めています。

■ その他の金融機関の現状と課題

Q7: 地域金融機関以外の大手銀行グループや保険会社、証券会社などでは、どのような対応が求められますか。

大手銀行グループにおいては、収益源の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進する動きが見られ、金融サービスニーズや競争環境の変化、デジタル化の進展を踏まえて経営インフラの刷新や非金融業との協業を進める動きもあります。

そこで、金融庁は、本事務年度においては、①グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、②クレジットサイクルの転換を見据えた対応、③ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化、を中心にモニタリングを行うことを予定しています。

また、保険会社・証券会社に対しては、顧客本位の業務運営と持続可能なビジネスモデルの構築を金融庁は特に強調しています。

■ 検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の進め方

Q8: 金融庁は、2019年12月18日にディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を最終化し、検査マニュアルが廃止されました。今後はどのような点に留意すべきですか。

金融庁は、金融検査マニュアルに基づいて定着した現状の引当実務(主に過去実績を基に算定)は否定していません。また、マニュアルに記載がなくとも、足下や将来の情報に基づきよりの確な引当と早期の支援を可能と考えています。

将来の損失を見積もる目的で認識した情報をどのように評価すべきかを考えるにあたり、次の3つの視点を提示しており、それらが整合的に評価された結果として適切な将来の損失が見積られると考えています。

①経営戦略・融資方針

融資を取り巻く環境変化に対応しつつ、金融仲介機能を発揮し続けるには、持続可能なビジネスモデルをどのように実現するかという視点

②リスク管理態勢

①の経営戦略や融資方針を実行するには、適切なリスクアペタイトの構築やリスク管理・融資審査・期中管理・引当等の態勢について自主的な創意工夫を反映して改善すること

③引当への反映方法

認識した情報を基に、自己資本が十分かどうかを議論したり、引当が十分かどうかを議論したり、今後継続的にモニタリングしていく課題とするものなど様々な対応があり得る。その中で特に引当に関してはどのような反映方法の改善が考えられるか

その際、ビジネスモデルや融資ポートフォリオ構成に応じた信用リスクに係る情報の識別・収集とそれらの適切な評価がポイントになります。

■おわりに

Q9: 令和元事務年度の「金融行政方針・金融レポート」を踏まえ、金融機関の経営に対するメッセージやアドバイスはありますか。

足下では、新型肺炎の世界的な拡大を受けて経済的な景気後退の懸念が高まっているほか、金融市場にも動揺がみられています。デジタル化の加速や他業態による金融業参入に加え、世界的な金融緩和の動きが、危機後にどの程度修正されるのかも不透明な状況にあります。

こうした中、地域金融機関におけるビジネスモデルや業務運営改革の必要性は待たなしの状況にあると言えます。足下では、資金提供や条件変更、さらには経営方針の助言などを通じて地域経済を支え、危機を乗り越えた後はどれだけ企業の発展に貢献することができるかが課題となります。地域経済・企業の発展には、持続可能性を踏まえた中長期の目線での取り組みが求められます。これには、経営陣が率先して、枠組みだけでなく、経営のPDCAサイクルを有効活用する強い姿勢が重要であるといえるでしょう。

金融という重要な社会的使命を帯びたインフラがこれからも健全に機能すべく、また社会やクライアントの皆様の高いご期待に応えるべく、私共は英知を結集して金融機関が抱える経営上の様々な課題解決に貢献して参ります。

【解説者】

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 三原 治

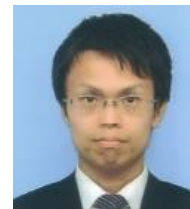
金融当局において、銀行・保険会社等の検査・監査業務に長年にわたって幅広く従事。2016年6月金融庁検査局検査監理官を最後に退職。同年9月から現職。金融庁在職中はメガバンク、大手保険会社、地域銀行等への数多くの金融検査・モニタリングにおいて主任検査官を務めた経験を有す。現在、大手行や保険会社等に金融行政の動向に対応したガバナンスやコンプライアンス態勢等についてのアドバイスのほか、セミナー活動にも従事している。



三原 治

有限責任監査法人トーマツ マネジャー 熊谷 敏一

財務省、内閣府、内閣官房、金融庁を経て2016年1月有限責任監査法人トーマツ入社。財務省では、地方財務局における地域金融機関の検査・監督業務に従事したほか、金融庁では中小企業金融などの金融監督業務に携わる。現在、リスクアペタイト・フレームワークやストレステスト高度化等の助言業務に従事している。



熊谷 敏一

有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザリー事業本部

Mail ra_info@tohmatu.co.jp

URL www.deloitte.com/jp/risk-advisory

【国内ネットワーク】 東京・大阪・名古屋・福岡

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュートーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

